

経過措置期間内の届出をご検討の場合、最終のご案内となります！

まだ間に合う！

データ提出加算準備セミナー

開催日時と内容 ※オンラインでの開催となります（無料／予約制）

日時

11月12日（金）
14:00～15:00

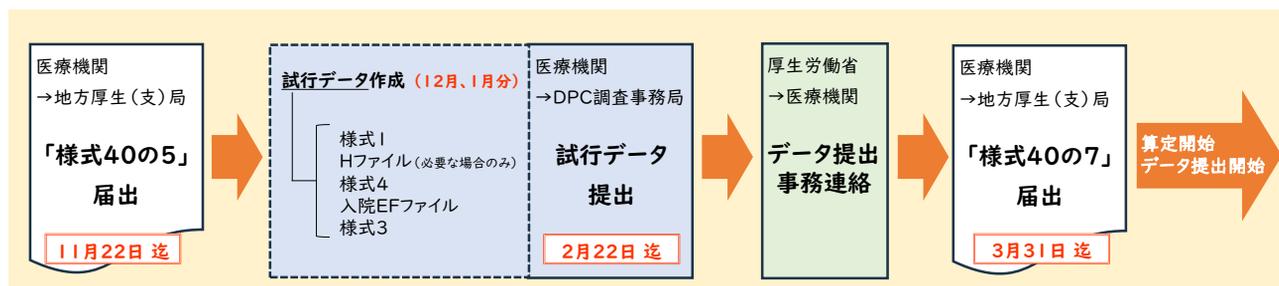
内容

- ・データ提出加算の施設基準
- ・DPCデータの作成方法
- ・様式1作成ソフトのご紹介

ご予約は、弊社ホームページよりお願いいたします。詳細は裏面を参照ください。

11月手上げが、経過措置内に届出を間に合わせるラストチャンスです！

経過措置期間内（令和4年3月31日）にデータ提出加算を届け出るためには、令和3年11月22日迄にデータ提出開始届出書（様式40の5）の提出（11月手上げ）が必要となります。



いまだ聞けない!? データ提出加算の要件対象と経過措置

要件対象

令和2年度の診療報酬改定において、療養病棟入院基本料および回復期リハビリテーション病棟入院料5・6について、病床数に関わらず、データ提出加算の届出が要件化された。（改定前は総病床数が200床以上の場合のみ要件）

経過措置

- ①令和4年3月31日までに届出を行う。（「様式40の5」による申請期限は令和3年11月22日）
- ②データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるもの限り、当分の間、データ提出加算に係る施設基準を満たしているものとする。